

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(仕様書、見本、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下単に「仕様書」という。)に従い、法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする印刷(契約書記載の印刷(仕様書で製本についての定めがある場合は、当該製本を含む)をいう。以下同じ。)の請負についての単価契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約期間(契約書記載の契約期間をいう。以下同じ。)内において、仕様書に定める手続による発注のあるごとに、履行期間(印刷を完成すべき期間として仕様書に定める期間をいう。以下同じ。)内に印刷を完成し、この契約の目的物(以下「印刷物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、当該印刷物につき契約単価(契約書記載の単価をいう。以下同じ。)による請負代金を支払うものとする。

3 受注者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、印刷を完成するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

5 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、高松市契約規則(高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において発注者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の合計金額(以下単に「基礎額」という。)の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 契約単価の変更があった場合には、保証の額が変

更後の契約単価による基礎額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(履行状況の調査等)

第3条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して印刷の履行状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、印刷物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の終了後又は第25条から第28条までの規定により発注者若しくは受注者がこの契約を解除した後も、同様とする。

2 受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等(印刷を行う上で得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、印刷を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(条件変更等)

第8条 受注者は、印刷を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 仕様書に誤り又は脱漏があること。

(3) 仕様書の表示が明確でないこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、発注者は受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければ

ならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約期間、履行期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(仕様書等の変更)

第9条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は印刷に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(印刷の中止)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、印刷の中止内容を受注者に通知して、印刷の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により印刷を一時中止した場合において、必要があると認められるときは当該一時中止に係る印刷に係る履行期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者が印刷の続行に備え印刷の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第11条 受注者は、その責めに帰すことのできない事由により履行期間内に印刷を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

3 発注者は、前項の履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において、契約単価について必要と認められるときは変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第12条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を受注者に請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更)

第13条 予測することのできない特別の事情により、

契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約単価が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、契約単価の変更を請求することができる。

(履行期間及び契約単価の変更方法等)

第14条 契約期間及び履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 契約単価の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第15条 契約期間中に、印刷を行うにつき生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 印刷を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書の定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他印刷を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約単価の変更に代える仕様書の変更)

第17条 発注者は、第8条から第13条まで又は第15条の規定により契約単価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約単価の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第18条 受注者は、印刷物を納入したときは、遅滞なく発注者に対して完納届(発注者においてその必要がないと認めた場合にあっては、納品書とする。)を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完納届又は納品書の提出を受けたときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員により、検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく取替えその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、同項の規定を準用する。

4 受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく当該印刷物を発注者に引き渡さなければならない。

(担保責任)

第19条 発注者は、印刷が完成し、印刷物の引渡しを受けた後、当該印刷について隠れた瑕疵を発見したときは、受注者に対して相当の期間を定め、受注者の負担においてこれを修補させ、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者が修補又は損害賠償に応ずる期間は、前条第2項の検査に合格した日から1年間とする。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、その期間は、同項の検査に合格した日から10年間とする。

(請負代金の支払)

第20条 受注者は、第18条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第18条第2項に規定する期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項に規定する期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分引渡し)

第21条 発注者が、仕様書で、履行期間中に印刷物の一部について引き渡すことを指定した場合において、受注者が、当該指定部分を引き渡したときは、前3条中「印刷」とあるのは「指定部分に係る印刷」と、「請負代金」とあるのは「指定部分に係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、印刷の一部が完成し、かつ、可分のものであり、当該部分に係る印刷において、この契約の目的を達成できると認められる場合は、発注者は、当該印刷について、受注者の承諾を得て、引渡しを求めることができる。この場合においては、前3条中「印刷」とあるのは「完成部分に係る印刷」と、「請負代金」とあるのは「完成部分に係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(部分払金等の不払に対する契約の履行の中止)

第22条 受注者は、発注者が前条において準用する第20条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者がこの契約の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは契約期間、履行期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における遅延損害金等)

第23条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に印刷を完成することができない場合においては、発注者は、遅延損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項の場合において、第21条第1項の規定による部分引渡しを受けたときは、請負代金額から当該部分に相当する金額を控除して遅延損害金の額を算出する。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第20条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第24条 受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び次条第5号において同じ。)、暴力団関係者(暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第5号において同じ。))その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(発注者の解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、印刷に着手すべき期日を過ぎて印刷に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に印刷が完成しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第28条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(代表役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書

を付した役員を含む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時印刷等に係る契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、発注者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

第26条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この項において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下この項において「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違

反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 受注者(法人にあつては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

第27条 発注者は、契約期間が終了するまでの間は、前2条に定めるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第27条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、基礎額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者は、この契約の目的の一部を達していると認めるときは、その額を減ずることができる。

- (1) 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否した場合又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、第25条第5号の規定による契約解除の全部又は一部について、第2条第1項第3号又は第4号に掲げる保証が適用されない場合は、その適用されない範囲内においては、この限りでない。

(受注者の解除権)

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により仕様書を変更したため契約単価が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第10条第1項の規定による印刷の中止期間が履行期間の10分の5(当該10分の5に相当する期間が6月を超えるときは、6月)を超えた

とき。ただし、中止が印刷の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の印刷が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第29条 この契約が解除された場合において、印刷の一部が完成し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができる認められるときにおける当該完成部分については、第18条から第20条までの規定中「印刷」とあるのは「完成部分に係る印刷」と、「請負代金」とあるのは「完成部分に係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(賠償金の支払)

第30条 受注者は、第26条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、基礎額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険)

第31条 受注者は、仕様書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、遅延損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の支払の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(連帯保証人への履行請求)

第33条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人に対して、印刷すべきことを請求することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間後相当の期間内に印刷する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、受注者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金及び賠償金の支払をすることができないときは、連帯保証人に対して請求することができる。
- 3 連帯保証人は、前2項の規定による請求があった

ときは、第4条の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継するものとする。

(補則)

第34条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

一般の契約(連帯保証人を立てさせない契約)の場合は、第33条を削り、第34条を1条繰り上げます。